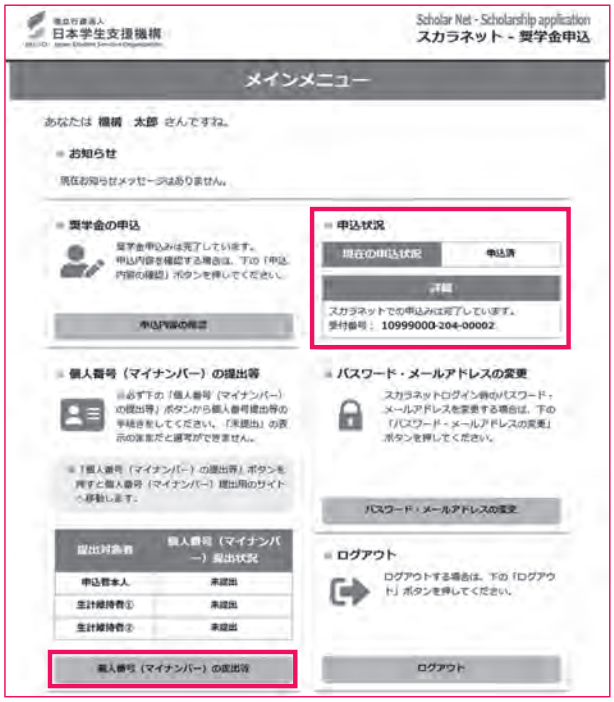
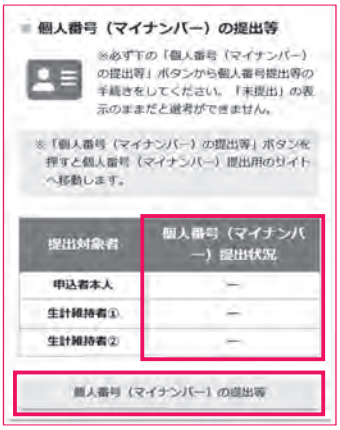
（1）マイナンバー提出用サイトへのログイン

※画像は2026年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。



■スカラネット「メインメニュー」画面にアクセス

「受付番号」の発行（41ページ参照）後、スカラネット「メインメニュー」画面にアクセスすると、画面左下の**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**が押せるようになります。このボタンを押すと、マイナンバー提出用サイトへ移動します。



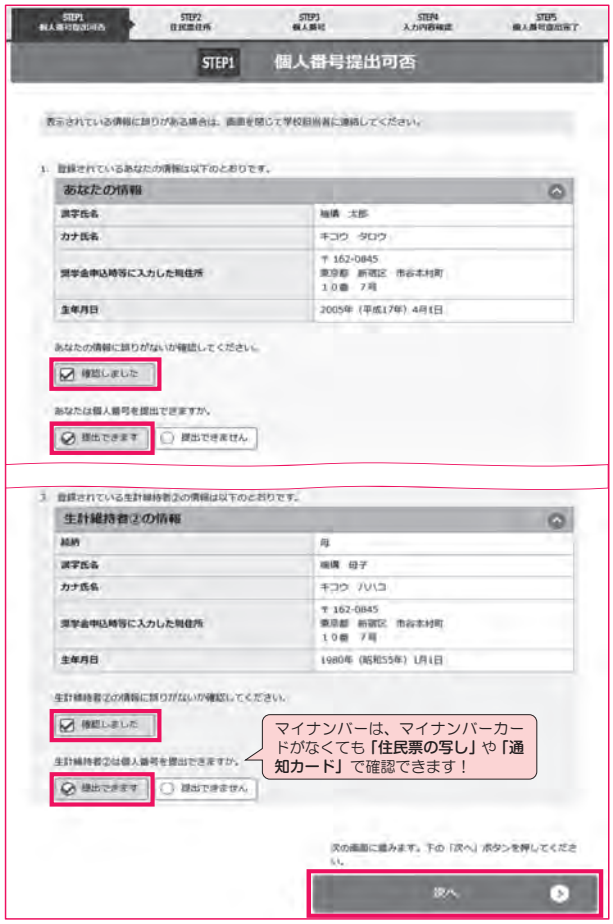
「受付番号」の発行前（スカラネット入力完了前）は、マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、上図のとおり「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「—」となり、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**も押せません。

マイナンバー提出等の手続きは、「受付番号」発行後、続けて行ってください。

⚠マイナンバー提出等の手続きは、あなたが行います。

マイナンバー提出用サイトでは、あなたと生計維持者のマイナンバーを入力し、提出しますが、**それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけ**です。あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身が行うようにしてください。

（2）必要情報の入力



■ スカラネットで入力した情報の確認

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名の情報を確認します。

全員の情報に誤りがない場合は、各人の**「確認しました」**にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、在学校の担当者に修正を依頼してください。在学校から修正完了の連絡を受けた後で再度この画面に進み、正しい情報が表示されたことを確認したら**「確認しました」**にチェックを付けてください。

■ マイナンバー提出可否の選択

全員の情報が正しいことを確認したら、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の各人について、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。

「提出できません」を選択した方については、「提出できない理由」を選択し、「その他の事情により提出できない」を選択した場合は、詳細を全角50文字以内で入力します。

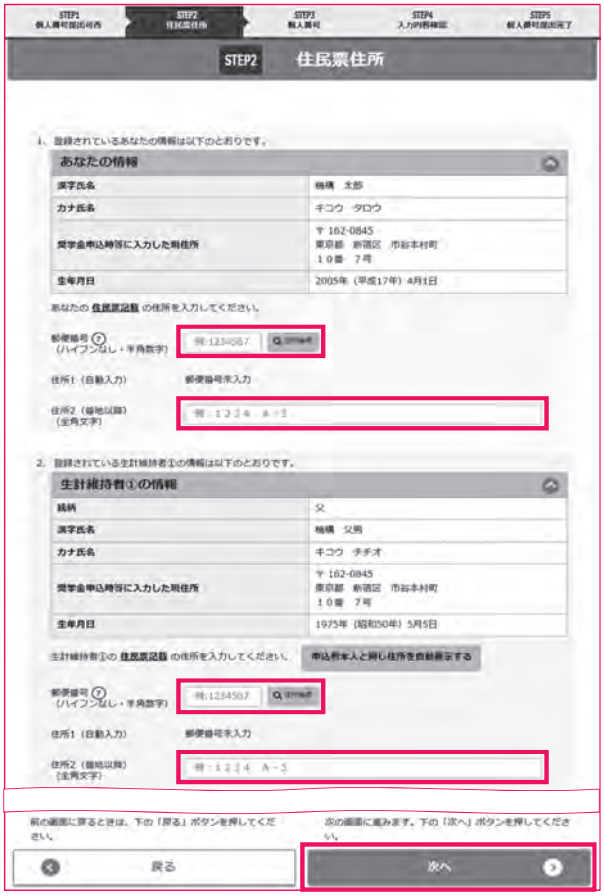
⚠マイナンバーを持っている方は、提出してください。

マイナンバーを持っていないことは、まずありません。

「マイナンバーカードを持っていない」ことと「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、**マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。**

誤解により「提出できません」を選択した場合も変更はできませんので、十分にご注意ください。

入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。



■ 住民票住所の入力

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で発行を受けられる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカードのおもて面でも確認できます。

郵便番号7桁を入力して**「住所検索」ボタン**を押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。丁目部分が重複となっていないか確認してください。なお、生計維持者①及び②については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、**「申込者本人と同じ住所を自動表示する」ボタン**を押すことで、入力を省略できます。

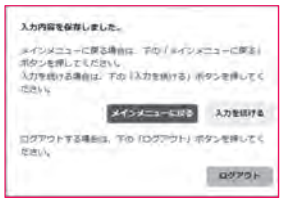
「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

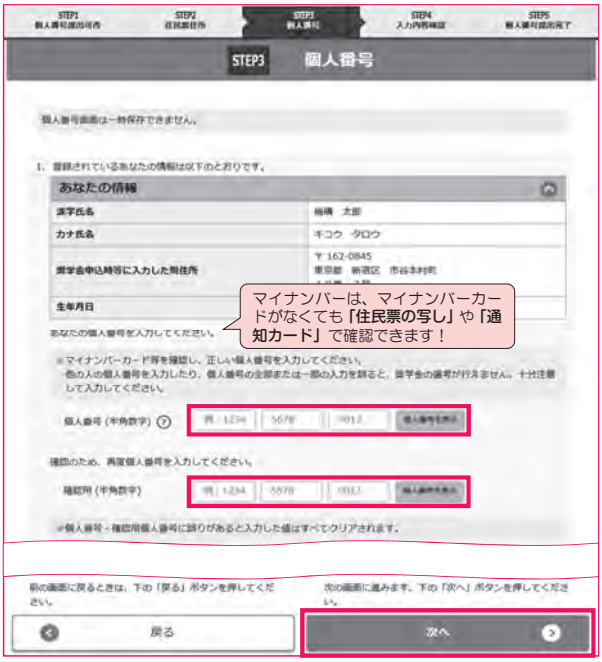
参考：一時保存



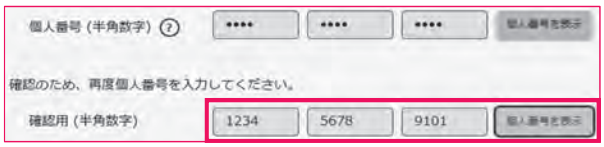
「個人番号提出可否」画面及び「住民票住所」画面では、左のボタンを押すことで、入力内容の一時保存ができます。



入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。



※入力したマイナンバーは「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ表示される。



■ マイナンバーの提出

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名について、マイナンバー12桁を入力します。

入力に先立ち、あなた、生計維持者①及び②のマイナンバーを確認するための書類を準備してください。生計維持者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず生計維持者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

【マイナンバーを確認できる書類】
- **マイナンバーカードうら面**　・**通知カードおもて面**
- **マイナンバー記載の住民票の写し**（お住まいの市区町村で発行）

マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。

特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある**「個人番号を表示」ボタン**を押している間だけ、入力したマイナンバーを表示できます。

２回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず２か所の**「個人番号を表示」ボタン**を押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、生計維持者のマイナンバーは生計維持者の欄に、正しく入力されていることも必ず確認してください。

「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。



■ 入力内容の確認及び送信

ここでは、①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します（マイナンバーだけは、**「個人番号を表示」ボタン**を押して確認します）。

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある**「～を訂正する」ボタン**を押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の**「送信」ボタン**を押します。

なお、「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方が1名でもいる場合は、**「送信」ボタン**を押した後、下図の警告が表示されます。問題がなければ警告内の**「送信」ボタン**を押し、送信をやめる場合は**「閉じる」ボタン**を押してください。

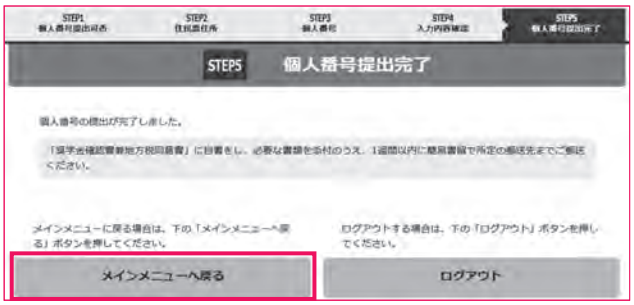


⚠「送信」ボタンを押す前に必ずご確認ください！

- **マイナンバーがあるのに、マイナンバーカードを持っていないからといって「提出できません」を選択していませんか？**

→たとえ誤解でも、「送信」ボタンを押すと変更できません。

- **あなたと生計維持者のマイナンバーを逆に入力していませんか？**



⚠入力内容に誤りがあると、奨学金の選考が遅れます！

入力内容の誤りは、本機構の審査開始後の発覚となり、不備照会を行ってから再提出等の手続きをすることになりますので、奨学金の選考が遅れます。

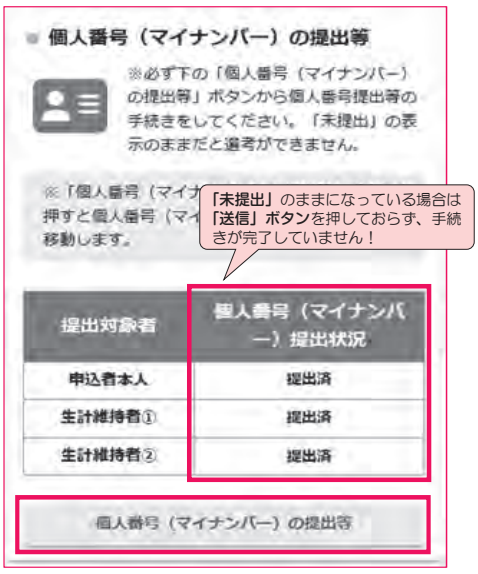
上段にも記載のとおり、**「送信」ボタン**を押す前に、必ず全ての情報が正しく入力されていることをご確認ください。

■ マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で**「送信」ボタン**を押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、必ずメインメニューに戻り、「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が**「提出済」**になったことを確認してください。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内に本機構まで郵送してください。



■ 手続き完了後の「メインメニュー」画面表示

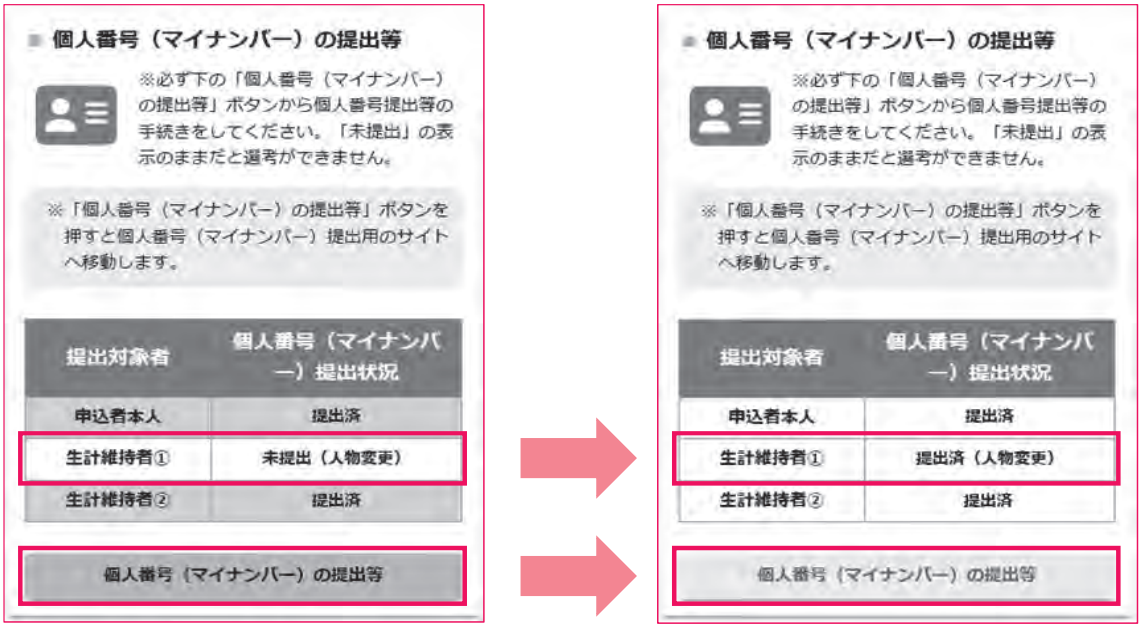
マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することができますが、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は押せなくなり、入力した情報を訂正することや誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認することはできません。

（3）マイナンバーの再提出（スカラネット「メインメニュー」画面及びメールでお知らせ）

マイナンバー提出等の手続きが完了し、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類の郵送も完了した後は、原則として選考の完了をお待ちいただくことになります。ただし、次のような場合は、改めてマイナンバー提出等の手続きが必要になります。

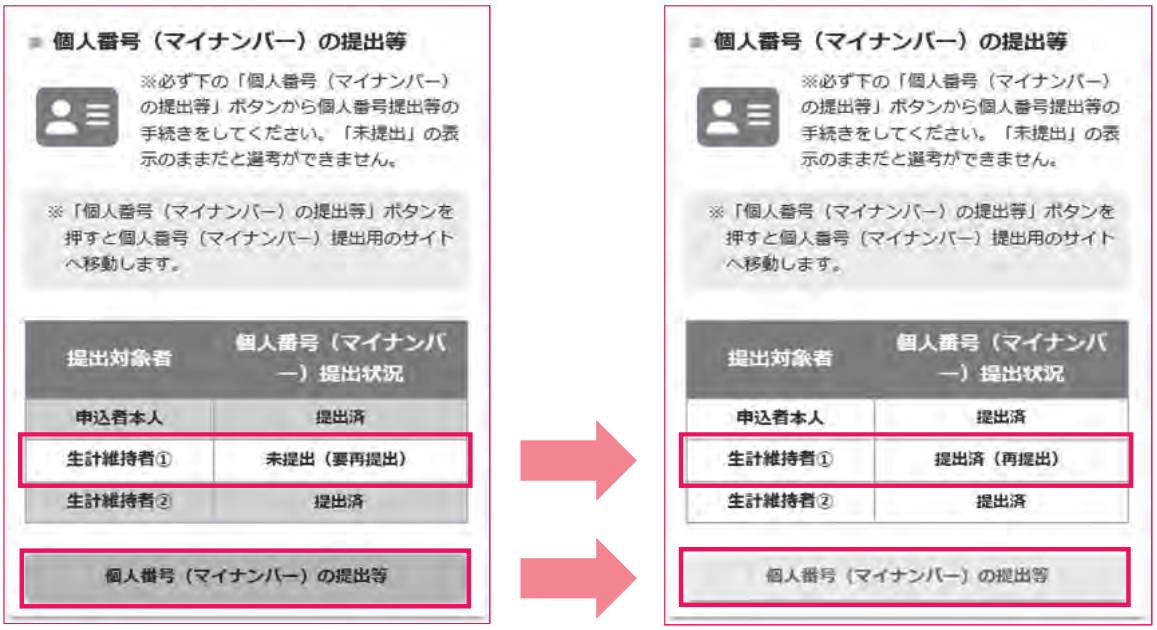
マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。

■ 生計維持者を追加又は誤って生計維持者として入力した人物を変更した場合



生計維持者を追加又は変更した場合は、変更後の人物のマイナンバーを提出する必要があります。上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に**「未提出（人物変更）」**と表示されますので、該当者について、改めて**前記（2）**の手続きを行ってください。手続きが完了すると、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は再び押せなくなり、表示も**「提出済（人物変更）」**に変わります。

■ 提出したマイナンバーが誤っていた場合



本機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／生計維持者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／生計維持者のものであるか）を確認します。その結果、あなたと生計維持者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に**「未提出（要再提出）」**と表示されますので、該当者について、改めて**前記（2）**の手続きを行ってください。手続きが完了すると、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は再び押せなくなり、表示も**「提出済（再提出）」**に変わります。

⚠ **マイナンバーの再提出が必要となった場合は、40ページで登録したあなたのメールアドレスにメールでお知らせしますので、スカラネット入力完了後も登録したメールアドレスは削除しないようにご注意ください。また、上図のとおりスカラネット「メインメニュー」画面の表示も更新されますので、定期的に同画面を確認してください。マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。**